

江戸川区若年がん患者在宅療養支援事業に基づく 居宅介護支援利用 重要事項説明書

本重要事項説明書は、江戸川区若年がん患者在宅療養支援事業に基づく居宅介護支援の利用に関する契約をしようとする方に対して、事業者及び事業所の概要、契約上ご注意いただきたいことなどを説明するものです。

1 事業者の概要

名称	
所在地	
代表者 氏名	
電話番号	

2 事業所の概要

(1) 事業所及びサービス提供地域

事業所の名称	
事業所の所在地	
介護保険指定番号	
電話番号	
FAX 番号	
緊急連絡先	
営業時間	
サービス提供時間	
サービス提供地域	

(2) 職員体制

従業員の職種	区分	業務内容	人数
管理者	常勤・兼務	事業所の運営および業務全般の管理	
主任介護支援専門員	常勤・兼務	居宅介護支援サービス等に係わる業務	
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	

3 相談または苦情に対応する窓口

(1) 事業所相談窓口

相談窓口担当者	
電話番号	

(2) 行政相談窓口

相談窓口	江戸川区役所 健康部健康推進課計画係
電話番号	03 - 5661 - 1137

4 緊急時の対応方法

事業者は居宅介護支援の提供により事故が発生した場合などの緊急時には、速やかに自治体、利用者の家族、医療機関、サービス事業者等に連絡を行い必要な措置を講じます。

5 主治の医師および医療機関、サービス事業所等との連絡・連携

事業者は利用者の疾患に対する対応やサービスの利用を円滑に行うことを目的として、利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報やサービスの利用について必要に応じ連絡をとらせていただきます。また、サービス事業者等から利用者に関わる情報の提供を受けた場合、必要と認めるものを利用者の同意を得て、主治の医師等に情報を提供いたします。

6 料金

利用者の自己負担はありません。ただし、サービス提供地域以外に利用者がお住まいの場合、交通費実費相当額をお支払いいただきます。

7 個人情報の取扱い

- (1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者、その家族等（以下「利用者等」という。）に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、居宅介護支援の提供にあたり、サービス等の提供を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等必要な場合に限り、利用者等の個人情報を必要最小限の範囲内で使用します。
- (3) 使用する個人情報の範囲は、氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要となる利用者等に関する情報とします。

年 月 日

当事業者は、江戸川区若年がん患者在宅療養支援事業に基づく居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項説明書の内容を説明をしました。

事業者名
事業所名
事業所住所
説明者

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書の内容について説明を受けました。

利用者
住 所
氏 名
代理人
住 所
氏 名
(本人との関係)